

垣根なき歯科医院と

“誰もが幸せに暮らせる”街—あいりん

(わたなべ往診歯科院長・歯科保健研究会代表
釜ヶ崎講座代表・NPO ライフサポート路木理事長)

渡邊 充春先生



歯科保健研究会は、「歯科保健に遠い人に歯科保健を」を基本理念に、1980年に結成しました。関西で初めて「ブラッシングゼミ」を開催しました。その当初から、釜ヶ崎の越年の取り組みや医療活動に参加してきました。さらに関西一円でホームレス者の健康支援活動の中から、2010年に釜ヶ崎に歯科診療所を開設し、現在まで継続しています。

釜ヶ崎の日雇い労働者の口腔内の状況はどのような状況でしたでしょうか。04年9月から11月にかけて、大阪市西成区の大阪社会医療センターに入院している患者116名を対象として、歯科に関する調査を実施しました。調査結果では、20歯以上の歯を有する者の割合は、55歳未満の者においては全国平均が89.4%を維持しているのに対して、入院患者では53.5%しかありませんでした。また、未処置のう歯を有している者の割合、および重度の歯周病を有している者の割合も大きいものでした。食事のかみ具合は、総数において何とか「柔らかい物ならかめる」とした者46.5%であり、「ほとんどかめない」とした者は10.5%に及んでいました。健康状態は低栄養に陥っていました。

なぜこのような口腔内の歯科疾患の状況、歯科治療の状況になったのでしょうか。日雇い労働者の社会保険には日雇い健康保険が存在しましたが、運用にはわずらわしさがあり、医療機関側の受け入れは十全ではありませんでした。生活保

護による治療も、指定を受けていない歯科も多く、敬遠する傾向も強いものがありました。

ホームレス者は03年の全国調査で、25296人を数えています。その大きな要因は、日雇い労働者の多くが不況の中で仕事を失い、ドヤには泊まれず、野宿に至るためでした。野宿生活者の歯科治療へのアクセスは、生保の医療扶助の単給であり、無料低額施設による診療であり、ボランティアによる無料診療です。

釜ヶ崎では、1984年より2012年まで28年間は、西成区歯科医師会により社会医療センター歯科診療所が委託運営され、緊急治療に貢献していました。ただ制度上、治療は除痛、抜歯に限定され、補綴治療、義歯作成などは生活保護の適用を受けるまで治療機会を得られませんでした。

私たちは、健康調査後、登録特別清掃登録労働者の歯科相談を始めました。又、シェルターや市内の公園での相談活動やビッグイシュー販売員の健康相談、また府下一円での巡回相談員の訪問相談活動に同行し、河川敷や公園での野宿生活者のテントを訪れての相談などを取り組みました。福祉機関、医療機関への「意見書（医療情報提供・紹介状）」を発行することにより、出来るだけ歯科治療の受診につながるように対応しました。相談と同時に、その場で出来るだけ健康保持の機会とするために、歯科衛生士による保健指導を同時に行いました。

05年10月から20年3月末で、延べ1522日の相談日で、延べ4103名の相談を実施しており、20年には年間107日、337名の相談を継続しています。

「特別清掃事業」で、現役でがんばる労働者も多い中、無料低額施設での緊急治療があるが、義歯作成などの歯科治療が得られない制度上での隘路が存在しました。私たちは会員各医院で緊急的な治療に応じながら、会として無料歯科治療をボランティアとして開始しました。例えば、2010.1.1より同年12.3

1までの一年間で、相談者中35名に無料診療を行いました。延べ治療日数は180日で、治療内容は義歯作成33床、修理等12床を数えました。

制度上「巡回診療」は認められないとの大阪市保健所からの指導で、法的な面での整合性を踏むため、研究会として、「固定診療所」開設を決断し、10年4月に「歯科診療所」を開設しました。歯科診療所の診療方針としては、1、野宿生活者や歯科医療から疎外されている層への、歯科相談・歯科保健指導・無料治療の受け皿、2、西成地域のドヤ、福祉マンションや、サポーターハウス等への歯科往診診療を柱としました。一方で無料診療は継続しています。支援組織からの依頼ケースは、完全に無料で行っています。特掃や年金などの収入が若干ある方は、義歯一床1000円などの負担をしていただき治療しています。健康保険などがあるが支払が困難なケースは治療概要を示したうえで、負担金の分割支払いや減免など生活の立て直し等の相談に応じています。制度上ではないが、独自の無料低額診療を継続しています。生活保護医療単給の制度化に向けて取り組みを検討しています。

ホームレス者への支援を柱にした歯科診療所ですが、開設にあたり次のような方針を掲げました。

- ① 西成や市内、府下における野宿生活者や歯科医療から疎外されている層への、歯科相談・歯科保健指導・無料治療の受け皿としての診療所となる。
- ② 西成地域のドヤ、福祉マンションや、サポーターハウス等への歯科往診診療を柱とする。
- ③ 治療・口腔ケア・摂食嚥下リハビリを包括した往診治療に取り組む。
- ④ 高齢者・障害者を受け入れる診療を行う（バリアフリー施設を整備）
- ⑤ 感染者を疎外しない（受け入れる）診療を行う

（スタンダード・プリコーションの確立を行い、感染陽性者の受入体制を作

る)

⑥ 保健福祉との連携を図る。介護支援事業所・訪問介護事業所・訪問看護ナースステーション・医科診療所との連携を図り、将来的にはターミナルケアを展望する。

⑦ 震災・災害時の歯科支援活動

現在の患者は、地域の「生保受給者」の患者が中心で6割を占めます。車椅子やヘルパー同行が大半です。実質上の障害者歯科になっています。往信は在宅が中心です。往診では治療制限は設けていません。

地域で垣根のない歯科診療所として、だれもが幸せに暮らせる街を目指し、地域の方々と連携するため次のような活動を行っています。

① 地域の「歯磨き教室」の開催 - 子供の家、作業所などの健康診査。

② 地域での歯科相談—地域の公民館、商店街のまちかど保健室、コロナの緊急支援相談会など

③ 最後まで口から食するために外来、往診で食支援の取り組みの開始。

④ 介護支援者への研修・勉強会の開催

⑤ L G B Tの方々と共に、感染症の方への診療体制、HIVカフェの開催

⑥ 震災時の歯科支援活動—東日本での女川。雄勝への支援活動

釜ヶ崎は日雇い労働者の町から、高齢者の福祉の街に、さらに障害を持つ方や、生きづらさを抱える方が寄せられる街へと変貌し、外国籍の方が10%を超える街にもなりました。この中で生きづらさを抱える方に寄り添いながら、継続していきます。

経歴：1945年静岡県生まれ、72年大阪歯科大学卒。73年より、検査業務、健康診断業務に従事し、83年より医療法人南労会松浦診療所歯科部に配属、歯科治療に従事。10年4月わたなべ往診歯科を釜ヶ崎に開設。80年「歯科保健研究会」を設立、「釜ヶ崎講座」「NPOライフサポート路木」の代表をつとめている。歯科医師、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士（粉じん・特化則）介護支援専門員。